

第二種感染症による出席停止及び出席扱い手続き

本学では学校保健安全法に基づき、感染症の集団感染を予防するため、感染症の診断を受けた学生には、出席停止の指示を行います。

感染症のうち、以下の第二種感染症は授業の「出席扱い確認書」を発行します。

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び
新型インフルエンザ等感染症を除く)・風疹・百日咳・はしか(麻疹)・咽頭結膜熱
水ぼうそう(水痘)・おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)

速やかに①「欠席授業担当教員」
及び②「学務課学生係」に連絡

<教員>大学 Outlook メール
<学生係>大学 Outlook メール又は電話

大学は出席停止

(期間は感染症により異なる)

★感染症罹患証明書類(検査結果がわかるもの・診断書等)の準備

※上記書類は出席扱い申請に必要

注1:必ず①②に連絡してください。

連絡がない場合、「出席扱い確認書」の発行はできません

注2:出席扱いは大学連絡日時(学生係)以降の取り扱いとなります

出席停止期間終了後、登校・授業出席

出席扱い確認申請書提出

感染症罹患証明書類(検査結果がわかるもの・診断書等)

出席扱い確認書の受取

各自で欠席授業担当教員へ

<お問い合わせ先>ひびきのキャンパス学務課 学生係

電話番号:093-695-3350 (8:30~17:15)

メールアドレス:h-gakusei@kitakyu-u.ac.jp